

議案第52号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当の特例を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。